

IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能対応機器（ルーター01）の取扱いに関する規約

第1章 総則

（本規約の目的）

第1条 株式会社NTTドコモ（以下「当社」といいます。）は、「IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能対応機器（ルーター01）の取扱いに関する規約」（以下「本規約」といいます。）を定め、本規約を遵守することを条件として、IP通信網サービス契約約款（OCN）に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービスの付加機能（OCN v6 アルファに限ります。）に関する契約を締結いただいた契約者に対し、IP通信網サービス契約約款（OCN）別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります））の別記6に規定するOCN v6 アルファに係る対応機器、対応機器に内蔵するサポート及びセキュリティを提供します。

（本規約の範囲）

第2条 本規約は、契約者と当社との間におけるOCN v6 アルファ対応機器（ルーター01）の取扱いに係る条件について適用します。なお、本規約に定めのない事項は、IP通信網サービス契約約款（OCN）の規定に従うものとし、本規約とIP通信網サービス契約約款（OCN）に矛盾が生じた場合は本規約、IP通信網サービス契約約款（OCN）の順で優先することとします。

（本規約の変更）

第3条 当社は、本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社のWebサイト上(https://www.nttr.co.jp/corporate_profile/agreement.html)への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 本規約の変更の効力が発生した後、契約者が特段の申し出なく、本サービスを利用したとき、利用料金を支払ったとき、その他当該変更の特段の異議無く承諾したものと当社が判断したときは、かかる変更同意したもののみならず、特に断りの無い限り料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

3 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第22条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更を行うときは、当社のホームページに掲示する方法、個別に通知する方法又はその他当社が適当であると判断する方法により説明します。

（本規約の公表）

第4条 当社は、当社のWebサイト (https://www.nttr.co.jp/corporate_profile/agreement.html) において、本規約を公表します。

（定義）

第5条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
----	-------

1 OCN v6 アルファ	I P通信網サービス契約約款（OCN）に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービスの付加機能（料金表第1表に規定するIPv4 over IPv6(IPoE)接続に限ります。）
2 本契約	当社から OCN v6 アルファを受けるための契約
3 契約者	当社と本契約を締結している者
4 本機器	当社が、OCN v6 アルファに係る対応機器として提供する日本電気株式会社（以下「NEC社」といいます。）製の無線LANルータ
5 ソフトウェア	本機器に搭載されているソフトウェア
6 サポート機能	本機器に内蔵する機能であって、当社が、実施する必要があると判断した場合において、契約者に代わって接続機器の登録及びセキュリティ設定等を遠隔にて実施する機能
7 ホームネットセキュリティ機能	本機器に内蔵する機能であって、トレンドマイクロ株式会社（以下「トレンド社」といいます。）製の「Trend Micro Smart Home Network™」サービスを活用して提供する機能
8 接続機器	本機器に接続する通信機器
9 OCN for ドコモ光契約者	I P通信網サービス契約約款（OCN）に規定する第2種契約者（タイプ8のコース2のプラン1に係る者に限ります。）
10 OCN for ドコモ光専用ホームネットセキュリティオプション契約	ホームネットセキュリティ機能の提供期間が終了した OCN for ドコモ光契約者がホームネットセキュリティ機能の継続利用を希望する場合において、OCN for ドコモ光専用 ホームネットセキュリティオプション利用規約に基づき締結する契約

（提供条件）

第6条 当社は、1の本契約につき、1の本機器を契約者に無償で貸与します。

2 提供地域は、日本国内とします。

3 本機器は、当社が選択及び決定します。

4 本機器は、第12条（紛失・破損・故障時の対応）の場合を除き、変更、取り換えができないものとします。

5 本機器からネットワークを介してNEC社の設備（NEC社が運営するサーバ（以下「NEC社サーバ」といいます。）へ本機器の提供に必要となる情報を通知します。その場合において、NEC社サーバとの通信に係るデータ通信料がかかります。

（本機器及び仕様の変更）

第7条 当社は、契約者に事前に通知することなく当社の判断において、本機器の機種又は本機器搭載機能等を変更する場合があります。

(ソフトウェアの更新)

第8条 本機器は、次に掲げる場合において、ソフトウェアを更新します。

- (1) 本機器の初期起動時に最新のファームがある場合
 - (2) OCN v6 アルファの継続的な提供やサービス品質の維持等を目的に当社が必要と判断した場合
 - (3) (1)及び(2)以外もので、契約者自身で実施する場合
- 2 ソフトウェアの更新中は、通信が一時的に利用できない場合があります。
- 3 ソフトウェアの更新中に契約者が本機器の電源を OFF した場合、正常に動作しないことがあります。
- 4 ソフトウェア更新後の本機器の再起動の不具合により第2種オープンコンピュータ通信網サービスが利用できなくなる場合があります。
- 5 ソフトウェアの更新に要したデータ通信料は、契約者に負担していただきます。
- 6 ソフトウェアの更新に関しては、必ずしもお客さまに安全に提供できる保証をするものではありません。
- 7 契約者は、第1項の(1)及び(2)に規定する場合のソフトウェアの更新について、予め承諾するものとします。
- 8 当社は、第1項の(2)に規定するソフトウェアの更新を行う場合、当社が定める期間内にて順次ソフトウェアの更新を実施します。その場合において、契約者がソフトウェアの更新日時を選択することはできません。
- 9 当社は、第1項の(2)及び(3)について、当社のホームページにて通知します。
- 10 第1項の(3)に規定するソフトウェアの更新に起因して、本機器の破損又は故障等により使用することができなくなったときは、当社は第12条（紛失・破損・故障時の対応）の第2項の規定に準じて取り扱います。
- 11 契約者は、第1項に規定するソフトウェアの更新について、第2項～第4項の規定により第2種オープンコンピュータ通信網サービスの接続が出来ない状態であっても、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る料金等の支払いを要します。

(契約者の義務)

第9条 本機器を利用するために必要な場所や電気は、契約者から提供していただきます。

2 契約者は、本機器を善良なる管理者の注意をもって、使用および管理するものとし、本機器の利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本機器の第三者への譲渡、転売、転貸等
- (2) 本機器の分解、解析、改造、改変等
- (3) 本機器の損壊、破棄、紛失、滅失等
- (4) 本機器の著しい汚損（シール貼り付け、削切る、着色など）
- (5) 本契約外の不正使用
- (6) 本機器の日本国外持ち出し
- (7) 本機器の説明書に記載されている禁止事項に該当する行為

- (8) ソフトウェアの逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリング行為
- (9) ソフトウェアに付されている著作権表示及びその他の権利表示を削除又は改変する行為
- (10) 当社、NEC社サーバ又はトレンド社の設備（トレンド社が運営するサーバ（以下「トレンド社サーバ」といいます。））に無権限でアクセスすること、過度な負担を与えること、本機器搭載機能の提供を不能にすること、その他本機器搭載機能の提供若しくは運営に支障を与える行為、又はそれらのおそれのある行為
- (11) 当社若しくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権、その他の権利を侵害する行為、又は侵害するそれのある行為
- (12) 第三者のプライバシーを侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (13) 当社の営業活動を妨害する行為、又は妨害するおそれのある行為
- (14) 当社若しくは第三者に不利益若しくは損害を与える行為、又はそのおそれのある行為
- (15) 犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結びつく行為、又はそのおそれのある行為
- (16) 本機器搭載機能を利用することによって得られる一切の情報を業として利用する行為又は方法のいかんを問わず第三者の利用に供する行為
- (17) 上記の他、法令、契約約款等若しくは公序良俗に違反する行為、又は違反するおそれのある行為

3 前項は、IP通信網サービス契約約款（OCN）共通編に規定する別記6（IP通信網サービスにおける禁止事項）と同様の扱いとします。

（利用中止）

第10条 当社は、次の場合には本機器の貸与又は本機器搭載機能の提供を中止することがあります。

- (1) 本機器搭載機能に係る設備（NEC社及びトレンド社を含みます。）の保守上、工事上又はサービス提供上やむを得ないとき。
- (2) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (3) 本機器搭載機能に係るシステム（NEC社及びトレンド社を含みます。）の障害等により、本機器の貸与又は本機器搭載機能の提供ができなくなったとき。
- (4) 本機器搭載機能が正常に動作せず、本機能を継続して提供することが困難であるとき。
- (5) 法令等に基づく要請等により本機能を提供することが困難となったとき。
- (6) その他合理的に必要と認められる場合。

2 当社は前項の規定により本機器の貸与を中止するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし緊急又はやむを得ない場合はこの限りではありません。

3 当社は、第1項に定める事由により本機器の貸与又は本機器搭載機能の提供を中止した場合、契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負いません。

（利用停止）

第11条 当社は、契約者が本規約又はIP通信網サービス契約約款（OCN）に違反したときときは、本

機器、サポート機能及びセキュリティ機能の利用を停止することがあります。

2 当社は、前項の規定により本機器、サポート機能及びセキュリティ機能の利用を停止するときは、あらかじめ契約者にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

3 利用の停止により、契約者又は第三者に損害が生じたとしても、当社は、当該損害について、その責任を負いません。

(紛失・破損・故障時の対応)

第 12 条 契約者は、第 9 条 (契約者の義務) の規定に違反して本機器の紛失等により使用することができなくなったときは、次の通りとします。

(1) 契約者は、当社に本機器の紛失等により使用することができなくなった旨を申告していただきます。

(2) 当社が、契約者の責めに帰すべき理由によると判断したときは、紛失機器代金として 5,000 円 (税込 5,500 円) 及び補充等に必要な費用を支払っていただきます。

2 契約者は、本機器の破損又は故障等により使用することができなくなったときは、次の通りとします。

(1) 契約者は、当社に本機器を破損又は故障等により使用する事ができなくなった旨を申告していただきます。

(2) 当社が破損又は故障等により機器交換が必要と認めるときは、代替機を送付します。

(3) 当社が、契約者の責めに帰すべき理由によると判断したときは、機器交換代金として 5,000 円 (税込 5,500 円) 及び補充等に必要な費用を支払っていただきます。

(4) 契約者は、破損又は故障機器を当社が指定する方法により IP 通信網サービス取扱所へ速やかに返還していただきます。

(5) (4)に規定に基づき破損又は故障機器が返還されない場合、当社は、契約者に対し、機器未返却代金として 5,000 円 (税込 5,500 円) を請求します。

(6) 当社は、(4)の返還に際して、契約者が本機器以外の物品等を同梱した場合、本機器以外の物品等の所有者がその所有権を放棄したものとみなし、任意に処分できるものとします。

3 契約者は、本機器の紛失・破損・故障に起因して第 2 種オープンコンピュータ通信網サービスを利用できなかった期間中の定額利用料等の支払いを要します。

4 当社は、本機器の紛失・破損・故障に起因して契約者又は第三者に生じた障害に対して責任を負いません。

(本機器の貸与又は本機器搭載機能の提供の終了)

第 13 条 当社は、本機器の貸与又は本機器搭載機能の提供を終了することがあります。

2 当社は、本機器の貸与又は本機器搭載機能の提供の終了に伴い、契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負いません。

3 当社は、本機器の貸与を終了しようとするときは、そのことを相当な期間において、あらかじめ契約

者に通知します。

(契約の解除に伴う本機器の取扱い)

第14条 本契約の解除があったときは、本機器の貸与は終了するものとします。

2 契約者は、本機器を当社が指定する方法により I P 通信網サービス取扱所へ速やかに返還していただきます。

3 第2項に基づき、本機器が返還されない場合、当社は、契約者に対し、機器未返却代金として5,000円(税込5,500円)を請求します。

4 当社は、第2項の返還に際して、契約者が本機器以外の物品等を同梱した場合、本機器以外の物品等の所有者がその所有権を放棄したものとみなし、任意に処分できるものとします。

(免責)

第15条 契約者が本機器、サポート機能及びセキュリティ機能の利用により第三者に対し損害を与えた場合、契約者は自己の責任でこれを解決し、当社に責任を負担させないものとします。

2 当社は、本機器、サポート機能及びセキュリティ機能の利用により生じる結果について、契約者その他のいかなる者に対しても、本機器、サポート機能及びセキュリティ機能の提供に必要な設備の不具合・故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、その他の原因を問わず、責任を負担しないものとします。

3 当社は、本機器内に保存されているデータの消失、き損、改変等については保証しません。契約者は本機器に保存されているデータ等のバックアップを予め作成するものとします。

4 当社、NEC社及びトレンド社は、ソフトウェアの完全性・有用性・正確性・即時性・安全性等を保証するものではなく、必ずしも契約者の特定の利用目的や要求に対する適合性を保証するものではありません。また、当社、NEC社及びトレンド社は、ソフトウェアが第三者の知的財産権その他の権利を侵害していないこと、ソフトウェアが正常に動作することを保証するものではありません。

5 サポート機能は、本機器の不具合事項の復旧等、契約者の目的に適合し、期待通りのサポートを保証するものではありません。また、その作動に誤りがなく、本機器及びその中にインストールされているソフトウェア若しくはデータ等に悪影響を及ぼさないこと、データが削除されないこと又はその他完全な機能を果たすことを保証するものではありません。

6 サポート機能により契約者に係る情報の滅失、き損、漏洩に起因して契約者又は第三者に発生した損害について、当社はその責任を負わないものとします。

7 当社は、契約者に対してホームネットセキュリティ機能の全ての利用を保証するものではありません。

8 ホームネットセキュリティ機能の接続機器の脆弱性保護機能、有害なWebサイトへのアクセスブロック機能、及び通信機器の不正アクセスブロック機能において検知が可能なセキュリティの脅威は、当該時点で契約者の本対応端末に記録されているトレンド社が提供するウイルス定義ファイルにより対応可能な脅威、又はトレンドサーバに記録されている統計情報から判断できる脅威のみであり、すべて脅威を検

知することを保証するものではありません。

9 本規約に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでの目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれている場合には、準拠法にて許容される最大現の範囲にて当社は免責されます。

(責任の制限)

第16条 当社は、サポート機能を提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により、その提供をしなかったことに起因して契約者又は第三者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。

2 前項により、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、本契約に係る月額利用料の合計額を上限として、その責任を負うものとします。

3 当社の故意又は重大な過失によりサポート機能を提供しなかったときは、前2項の規定は適用しないものとします。

4 当社は、ホームネットセキュリティ機能を提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、ホームネットセキュリティ機能が全く利用できない状態（全く利用できない状態と同程度の場合を含みます。以下同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続した場合に限り、これに起因して契約者に生じた損害（逸失利益及び派生損害等を除きます。）に限り、賠償する責任を負うものとします。

5 前項により、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、当社はホームネットセキュリティ機能が全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本契約に係る料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

6 当社の故意又は重大な過失によりホームネットセキュリティ機能を提供しなかったときは、第4項及び第5項の規定は適用しません。

(本機器が保持する情報の取扱い)

第17条 NEC社サーバへ通知された本機器が保持するネットワーク情報等は、OCN v6 アルファの提供以外の目的で利用することはありません。情報の管理については、IP通信網サービス契約約款（OCN）に基づき管理します。

第2章 サポート機能

(範囲)

第18条 当社は、サポート機能として次に掲げる内容を提供します。

区分	内容
サポート機能	本機器のインターネット接続設定の確認、初期化
	本機器に接続された接続機器登録
	本機器に接続された接続機器のセキュリティ設定及び保護者設定のパラメーター設定

(提供条件)

第 19 条 当社は、次に掲げる条件をすべて満たした契約者であって、本機器の管理画面内の設定情報を、契約者に代わり確認する必要があると判断した場合においてサポート機能を提供します。

- (1) 設定作業等を実施する場所に本機器等が用意されており、設定作業等に必要な電源・LANケーブル等が用意されていること
- (2) その他、サポート機能提供のために当社が必要と認める事項

(契約者の同意)

第 20 条 当社は、次に掲げる事項を契約者から同意の上、サポート機能を提供します。

- (1) 当社が、サポート機能の利用を目的に本機器の情報を閲覧出来る環境にあること
- (2) 当社が、サポート機能の利用を目的に本機器の情報を抽出する場合があること

(サポート機能提供に伴う契約者の義務)

第 21 条 当社は、サポート機能の提供に伴い、契約者へ次に掲げる事項を実施いただきます。

- (1) サポート実施のために必要な情報（管理MACアドレス等）の提供
- (2) 本機器裏面の「遠隔サポート」ボタンの押下
- (3) その他、サポート機能による作業において当社が必要と認める事項の実施

(提供)

第 22 条 サポート機能は、契約者が「遠隔サポート」ボタンを押下し、当社が、本機器の管理画面の設定情報を確認可能になった時点で提供開始したものとします。

2 1回のサポート時間は、本機器のSUPPORTランプが橙色点灯後30分間です。サポート時間内にサポートが完了しなかった場合、一旦サポート機能は中断されます。サポート機能再提供に伴い、契約者は第21条（サポート機能提供に伴う契約者の義務）に規定する事項を再実施いただきます。

第3章 ホームネットセキュリティ機能

(範囲)

第 23 条 当社は、ホームネットセキュリティ機能として次に掲げる内容を提供します。

区分	内容	
ホームネット セキュリティ 機能	ルータセキュリティ判定	
	ルータセキ ュリティ設 定	有害な Web サイトへの アクセスブロック
		接続機器の脆弱性保護
		通信機器の不正アクセ スブロック
保護者設定		

2 ホームネットセキュリティ機能の対象となる接続機器は、契約者の責任、及び契約者の管理において使用する通信機器に限定します。

(ホームネットセキュリティ機能の提供)

第 24 条 本機器よりネットワークを介して、次に掲げる情報を提供元であるトレンド社サーバへ本機器のホームネットセキュリティ機能の提供に必要となる情報として通知します。送信された情報はトレンド社の今後の製品や製品品質向上や製品サポートに利用します。

(1) 脅威情報

ソフトウェアは脅威に関する情報を収集及び分析し、保護を強化するために、接続機器に攻撃を試みる脅威に関連すると思われる情報を収集し、トレンド社サーバに送信します。送信された情報をプログラムの安全性の判定や統計のために利用します。送信される情報に契約者の個人情報や機密情報等が意図せず含まれる可能性があります。トレンド社がファイルに含まれる個人情報や機密情報自体を意図的に収集又は利用することはありません。詳細は Trend Micro Smart Protection Network プライバシーポリシー <<http://www.trendmicro.co.jp/jp/terms-of-use/privacy-policy/spn/index.html>> をご覧ください。

(2) アクセスした URL

接続機器がアクセスした URL を送信し、アクセスする Web ページのセキュリティチェックを実施します。Web サイトのセキュリティ上の判定はトレンド社の独自の基準により行われます。なお、以下の事象が発生する場合があります。

ア アクセスした Web ページの Web サーバ側の仕様が、契約者が入力した情報等を URL のオプション情報として付加し Web サーバへ送信する仕様の場合、URL のオプション情報に入力した情報 (ID、パスワード等) などを含んだ URL がトレンド社サーバに送信され、当該 Web ページのセキュリテ

ィチェックが実施される。

イ アクセスするWebページのセキュリティチェックを実施するため、Webサーバ側の仕様によっては、URLのオプション情報に含まれる内容により、最初のリクエストと同様の処理が再度行われる。

(3) 接続機器の情報

接続機器の各種環境情報（ハードウェア情報、OS情報、アプリケーション情報、サービス（OS起動時に動くバックグラウンドサービスをさします）構成情報、Webブラウザアドオンソフトウェア情報、セキュリティパッチ情報、Webブラウザ情報等）などをトレンド社サーバに送信し、各接続機器が持つ脆弱性対策、及びトレンド社における新サービスの開発に利用します。

2 トrend社は前項に記載した目的を達成する範囲において、trend社又はtrend社の委託先（国内外を問いません）もしくは製品/サービスの開発又は提供元の会社に上述の情報を提供することがあります。また、法令、条例、その他関係当局の要請に基づき情報を開示する場合があります。

3 ウイルス定義ファイルの更新及びtrend社サーバとの通信などにおいてデータ通信料がかかります。また、ウイルス定義ファイルの更新が無い場合でも、その更新の有無を確認するための通信について都度データ通信料がかかります。

4 通信機器をホームネットワークに接続した時点において、当該通信機器は、契約者の責任、管理の元接続されたものと判断し、ホームネットセキュリティ機能の対象接続機器となることを同意したものとみなします。

(ホームネットセキュリティ機能利用の制限)

第 25 条 当社は、次に規定する場合は、ホームネットセキュリティ機能を提供できない場合があります。

- (1) 本機器に接続出来ない場所
- (2) ホームネットセキュリティ機能に係る設備の保守メンテナンス等

2 定期的にウイルス定義ファイルの更新の有無を自動的に確認し、随時ウイルス定義ファイルを更新する機能を有していますが、当該通信のタイミングにおいて契約者の本対応端末が通信可能な状態にない場合などには、ウイルス定義ファイルの更新等が実施されない場合があります。

(保護者設定)

第 26 条 保護者設定にて対象となるWebサイト及びアプリのカテゴリは、trend社が定めたWebサイト及びアプリのみであり、すべてのWebサイト及びアプリに対して有効になるものではありません。

2 保護者設定のホワイトリストで指定したWebサイトもしくはドメインは、設定された接続機器からのアクセスの際に、有害なWebサイトへのアクセスブロックの対象外となります。

(OCN for ドコモ光契約者への提供)

第 27 条 OCN for ドコモ光契約者へのホームネットセキュリティ機能の提供期間は、当社が本機器でのOCN v6 アルファの提供を開始した日を含む月から起算し、12ヶ月目の末日までとします。ただし、契約

者（OCN for ドコモ光契約者を除きます）が OCN for ドコモ光への変更を行った場合は、OCN for ドコモ光の提供を開始した日を含む月から起算し、12ヶ月目の末日までとします。

2 ホームネットセキュリティ機能の提供期間終了において、当社は、3カ月前に OCN for ドコモ光契約者の OCN メール宛へ無料提供終了年月日をあらかじめ通知します。

3 12か月目以降ホームネットセキュリティ機能を利用する場合は、OCN for ドコモ光契約者は、OCN for ドコモ光専用 ホームネットセキュリティオプション利用規約に基づき OCN for ドコモ光専用 ホームネットセキュリティオプション契約の申込みを行っていただきます。ただし、当社は、令和5年4月1日以降、OCN for ドコモ光専用 ホームネットセキュリティオプションに係る契約の申込みを承諾しません。

4 当社は、ホームネットセキュリティ機能の提供期間終了後、ホームネットセキュリティ機能の設定内容及びログを削除します。ただし、ホームネットセキュリティ機能の提供期間内に第3項に規定する OCN for ドコモ光専用 ホームネットセキュリティオプション契約を締結した場合はその限りではありません。

5 OCN for ドコモ光契約者が、ホームネットセキュリティ機能の提供期間終了後に第3項に規定する OCN for ドコモ光専用 ホームネットセキュリティオプション契約の申込みを行った場合、当社は、前項の規定によりホームネットセキュリティ機能の設定内容及びログを削除しているため、OCN for ドコモ光契約者から請求があっても設定内容及びログを復元することはできません。

（契約終了後の措置）

第28条 本契約が解約、解除又はその他の事由により終了した場合、当社は、ホームネットセキュリティ機能の設定内容及びログを削除します。

2 前項により、契約者又は第三者に損害が生じたとしても、当社は、当該損害について責任を負いません。

附則（令和4年6月15日 レパN第205号）

（実施期日）

1 この規約は、令和4年7月1日から実施します。

（吸収分割に伴う取り扱いについて）

2 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「NTTコム」といいます。）が次の表の左欄の規約（以下「旧規約」といいます。）の規定により締結し、令和4年5月13日付け吸収分割契約により当社に承継された契約の規定は、この規約実施の日において、次の表の右欄の規約（以下「新規約」といいます。）の規定によるものとします。

旧規約	新規約
IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能対応機器（ルーター01）の取扱いに関する規約	IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能対応機器（ルーター01）の取扱いに関する規約

3 旧規約によりNTTコムが締結した契約に係る次に掲げる事項については、当社に承継されたこの附則の2の表の右欄の規約に基づく契約において、なお従前のおりとします。

- (1) 期間（最低利用期間を含みます。）に係る起算日
- (2) 付加機能
- (3) 附帯サービス
- (4) その他旧規約に基づくサービス提供条件

4 この規約実施前に、NTTコムに対し旧規約の規定により行った手続きその他の行為は、新規約の規定に基づいて行ったものとみなします。

附 則（令和5年5月9日 レパN第009600000270-01号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和5年5月22日から実施します。

附 則（令和5年6月15日 レパN第009600000741-01号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和5年7月1日から実施します。

（吸収合併に伴う取り扱いについて）

2 エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社（以下「レゾナント」といいます。）が次の表の左欄の規約（以下「旧規約」といいます。）の規定により締結し、令和5年5月15日付け吸収合併契約により当社に承継された契約の規定は、この改正規定実施の日において、次の表の右欄の規約（以下「新規約」といいます。）の規定によるものとします。

旧規約	新規約
IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能対応機器（ルーター01）の取扱いに関する規約	IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能対応機器（ルーター01）の取扱いに関する規約

3 旧規約によりレゾナントが締結した契約に係る内容については、当社に承継されたこの附則の2の表

の右欄の規約に基づく契約において、なお従前のおりとします。

4 この改正規定実施前に、レゾナントに対し旧規約の規定により行った手続きその他の行為は、新規約の規定に基づいて行ったものとみなします。

附則（令和5年6月16日 レパN第009600000752-01号）

1 この改正規定は、令和5年7月1日から実施します。